

第 1 3 3 1 回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 平成 2 7 年 5 月 7 日 木曜日

開会 1 0 時 0 0 分 閉会 1 2 時 3 0 分

2 場 所 京都市役所内 教育委員室

3 出席者	教 育 長	在田 正秀
	委 員	奥野 史子
	委 員	秋道 智彌
	委 員	鈴木 晶子
	委 員	星川 茂一

4 欠 席 者 なし

5 傍 聴 者 3 人

6 議事の概要

(1) 開会

1 0 時 0 0 分，教育長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第 1 3 3 0 回京都市教育委員会会議の会議録について，教育長及び全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

報告 3，議案 1 件

イ 非公開の承認

報告 1 件については，個人の権利利益を害するおそれがある事項に関する案件であり，京都市教育委員会会議規則に基づき，非公開とすることについて，全委員の承認が得られた。

ウ 報告事項

平成 2 6 年度京都市立総合支援学校高等部卒業生の進路状況について

(事務局説明)

○中原総合育成支援課長

平成 2 6 年度の総合支援学校高等部卒業生の進路状況について，御報告申し上げます。

今春の卒業生の就職者数は合計 6 4 名，卒業生全体に対する就職率は，3 2 . 8 % となった。

全体での就職率については、平成18年度以降、9年連続で30%台を維持している状況であり、全国平均が毎年25%前後という状況の中、かなりの高水準を維持している。

その中で、白河・鳴滝総合支援学校の職業学科については、白河が卒業生41名中37名（90.2%）、鳴滝は22名中19名（86.4%）という非常に高い就職率を達成している。

こうした成果の要因の一つには「京都市立総合支援学校デュアルシステム」が挙げられる。これは、総合支援学校での授業と企業での長期的・計画的な実習を組み合わせ、学校で学んだことを企業で実際に体験する中で企業が求める人材を育成するという新たな職業教育を行うものであり、具体的には、延べ約900もの企業・事業所等に御協力いただき、卒業までの3年間で約30週間の職場実習を実施している。

さらに、PTAの方々にも積極的に御協力いただき、「PTA職場開拓」として、夏休みにPTAと一緒に100社以上の企業訪問を行っていただいている。

そうした進路開拓の取組もあり、卒業生の具体的な就職先については、クリーニングやメンテナンスに関わる企業、飲食店やスーパー、情報・印刷に関わる企業など、多岐にわたっている。また、今年度は、京都府職員採用選考試験を経て、京都府立図書館にも1名就職した。

こうした各学校をはじめ、PTA、各企業等の積極的な協力を得て、高い就職率を毎年度維持できたものと考えている。

（主なやりとり）

【秋道委員】就職後のフォロー体制、定着率についてはどうか。定着率は年数を経るにつれて下がっていくのか。

【事務局】就職後5年間の定着率については、職業学科では82%、地域制総合支援学校を合わせても80%である。年数を経るにつれて、数値としては下がっていくが、高みを目指して再就職しているケースも多い。

【奥野委員】卒業後のステップアップについてはどのような支援があるのか。保護者の協力もあるのか。

【事務局】生徒の卒業後、2年間は担当教員がフォローアップを行っており、公的機関と連携を取りながら、保護者の協力も得て進めていく。

【星川委員】2年間の担当教員のフォローアップの後は、どのような体制をとっているのか。

【事務局】施設を出て、生活基盤ができるまでは学校がフォローしていく。卒業後のフォローについては、基本的には20歳になるまでと考えているが、相談があった場合には支援している。離職者については、主には公的機関で対応していただくことになるが、本人から連絡があれば、学校で相談に乗り、公的機関等につなぐなどのフォローを行っている。

【秋道委員】就職先について、部局の異動はあるのか。調査等はしているか。

【事務局】就職後の部局の異動については、本人からの聞き取りなどによると、マニュアルに沿った業務を継続していく点からも、異動はない場合が多い。メンテナンスなどバックヤードに関わる部門内では、担当が変わることはあるが、作業自体は変わらないことが多い。

【鈴木委員】デュアルシステムは、個々の能力を伸ばしながらという取組であるが、実際に引き受けてくださる企業は増えているのか。

【事務局】デュアルシステムについて、職場実習を受け入れてくださる企業・事業所は増えている。ただし、雇用についてはまだ壁がある。就労となると、生徒の希望と企業の求める人材のマッチングが必要となってくる。今後、さらなる生徒の進路実現のために、各校の進路指導担当による取組にとどまらず、本市の進路指導チームとして、京都スタンダードを構築していきたいと考えている。

県費負担教職員の給与費等の移譲について

(事務局説明)

○東教職員人事課長

県費負担教職員の給与費等の移譲について説明させていただく。

平成26年6月に公布された地方分権第4次一括法に基づき、平成29年4月を目途に県費負担教職員の給与費等の負担、定数の決定、学級編制基準の決定に係る権限が道府県から政令指定都市に移譲される。これにより、人事権者と給与負担者が異なる「ねじれ」状態が解消されるとともに、本市独自の人事施策を行うことが可能になるなどの効果が期待できる。移譲により約7,000人の教職員が府から市に移管されることになる。

まず、現行の県費負担教職員制度であるが、市町村立の小・中・特別支援学校等の教職員の給与の負担については、優秀な教職員の安定的な確保、広域人事による適正配置、教育の機会均等と水準の維持などの点から3分の2を都道府県が負担し、3分の1を国が負担することになっている。こうしたことから学級編制基準や定数については都道府県が定めるものとされているが、教職員の任免や給与の決定、休職及び懲戒、服務監督については指定都市教育委員会が行っており、人事権者と給与負担者が異なる「ねじれ」の状態にある。本市の場合、養護職員、管理用務員、給食調理員は、京都市の給与負担であり、京都市の条例に基づき勤務条件を定めている。一方、校長、教頭、教諭、常勤講師、事務職員については、人事・服務監督は京都市が行うが、給与負担は京都府であり、勤務条件についても京都府の条例に基づいている。資料の給与負担「府」となっている約7,000人が対象となっている。

給与負担等の道府県から指定都市への移譲についての経緯であるが、現行制度でこうした「ねじれ」があることから、地方分権施策の一環として、給与負担の道府県から指定都市への移譲について、この間、検討されてきた。直近の経過として、平成25年11月に、20指定都市と指定都市が所在する15道府県の間で、①給与負担について移譲すること、②国が財政措置を適切に講じることを前提として、個人住民税所得割2%の税源移譲を行うことに合意した。その後、閣議決定を経て、平成26年5月に第4次一括法が成立し、6月4日に公布された。

給与費負担が道府県から指定都市に移譲されることによる効果であるが、給与負担と人事権のねじれが解消され、指定都市独自に人事行政を行うことが可能になる。また、学級編制基準や教職員定数、さらには査定評価制度や新たな職種などについても指定都市自ら決定することが可能となり、自由度が高まる。資料に権限移譲の前後における指定都市の役割について示しているとおり、教職員の給与負担、定数の決定、学級編制基準の決定、勤務条件・分限懲戒制度の設定、勤務成績評価の計画などの役割が指定都市に移譲され、人事・給与の一元化が図られることになる。

このような中、現在、給与負担の移譲に向けた準備を進めているが、大きく3点の課題がある。一つ目に財政負担がある。住民税所得割の2%相当額の税源移譲が行われるが、総務省の試算によ

れば、指定都市平均で7割程度、京都市の場合、6割程度しか充足されないとの試算がされている。平成29年4月から全て市費負担となることから、その給与費の予算化作業が平成28年8月から出てくる。それまでに国への要望を含め財源確保に努めていく必要がある。

二つ目に勤務条件がある。府費負担教職員の勤務条件は、京都府の条例に基づき、京都府の勤務条件を適用しているが、京都市の給与負担となることから、京都市の勤務条件との整合について、検討が必要となる。京都市の勤務条件の適用を基本にしつつ、京都市にはない教育職員特有の勤務条件、具体的には給料表、へき地手当、部活動などの特殊勤務手当などについては、現行京都府制度の継続を含めて、検討が必要となる。勤務条件を新たに京都市の条例に定める必要があり、学校園への周知を踏まえ、早期に勤務条件を定める必要があると考えており、現時点で、平成28年2月の市議会に勤務条件に係る改正条例案を上程できればと考えている。市議会への上程にあたり、平成27年12月の教育委員会で諮らせていただく。

三つ目に給与システムがある。現在、市費負担の者1700名、加えて非常勤講師等を合わせて3,000人の教職員の給与を現行システムで支払っている。移譲により、府費負担教職員7,000人が上乗せになり、約10,000人の給与支給が行えるよう、給与システムの改修を行う必要がある。現在、10億円規模のシステム改修を入札にかけており、6月には業者が決まる予定である。業者決定後、設計・開発・試験運転、京都府からのデータ移行を行い、平成29年4月21日に給与支給を行いたい。

(主なやりとり)

【星川委員】教職員組合との折衝などは進んでいるか。また、今後の教職員組合との折衝の課題はどのようなものがあるか。

【事務局】教職員組合との具体的な協議はこれからであり、今後、府と市の違いを挙げながら説明していきたい。具体的な条件整備については個別に考えていく必要がある。この特別休暇では府の制度の方が有利、この手当は市の制度の方が有利など、それぞれメリット・デメリットはあるが、それも含めて丁寧に説明していく必要がある。

【星川委員】財源の確保が6割程度とのことだが、具体的な給与費や財源の額はどうなっているか。

【事務局】総務省の行った移譲に伴う財源配分影響額の試算では、京都市の場合、410億円の必要額に対して、道府県民税所得割2%分である約250億円の税源が移譲され、約160億円の財源不足になると試算しており、6割程度の充足率となる。府の単費による事業分や29年度以降の退職手当分を試算には含んでいないため、さらに不足分は拡大すると考えている。なお、京都府の単費等を含めた平成23年度決算では、給与費の総額で約650億円、うち国庫負担金が約140億円となっており、京都府支出分としては510億円となっている。

【星川委員】財源の確保について、他の指定都市と比べてどのような状況か。

【事務局】総務省の行っている移譲に伴う財源配分影響額の試算によると、指定都市の平均で7割程度、京都市は6割程度(62.0%)となっている。

【星川委員】給与費の移譲について、国の方針だからと機械的に行わず、この機を活かしてどのようなプラスにしていくか考えていくべき。学校現場が元気になるような工夫をすべき。

【事務局】現在、全指定都市中最低レベルの管理職手当を引き上げるなど、給与費の移譲により京都市独自の措置が実施できるようになるため、今後検討していきたい。

エ 議決事項

議第4号 教科書採択に関わる基本方針、選定の柱及び選定の観点について

(事務局説明)

○島本学校指導課長

平成28年度から平成31年度までの中学校及び西京高等学校附属中学校使用教科書、平成28年度の小・中学校育成学級使用教科書、高等学校使用教科書及び総合支援学校使用教科書の採択に関わる基本方針について、今回、大きく3点を変更した。

1点目は、京都市立学校教育課程編成要領について、保護者や市民の方にもわかりやすい表現とするため、その内容を表す表現を修飾的に追加した。

2点目は、これまでの基本方針から、より京都にふさわしい、京都の子どもたちの育成に資する教科書を採択するという観点から、本市学校教育の方針である学校教育の重点の目指す子ども像を踏まえた項目を追加した。

3点目は、平成30年度からの道徳の教科化に向け、平成27年3月に学校教育基本法施行規則および学習指導要領が一部改訂されたことを踏まえ、文言を修正した。

中学校教科書採択にかかる選定の柱については、各教科の選定の観点の共通性を図るため、基本方針から選定の観点をつなげるものとして、学校教育の重点に掲げる重要項目の中から、特に教科書の選定にあたり重視すべき7つの項目を設定し、選定の観点を根拠を明確にしたものである。

中学校教科書採択にかかる各教科の選定の観点については、基本方針および選定の柱に基づき、各教科書を調査研究する具体的な観点となるものである。選定の柱とともに、今回から、基本方針と一体のものとしてお諮りするものである。

選定の観点については、各教科に共通する観点として、「基礎的・基本的な知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学習意欲の育成・涵養」を図るために適切な工夫や配慮がなされているかという観点、加えて、「言語活動」や「問題解決的な学習活動」等の充実を図る観点、「探究意欲」や「発展的な学習」への工夫、「他教科や他校種、環境・情報・キャリア等の今日的な教育課題」との関連、「基本的人権の尊重」、「道徳性の育成」等の観点についても設定している。各教科の特性に応じた観点については、それぞれ指導主事から説明をする。

○国語科（芦田指導主事）

観点(3)について、国語科では、「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」の3つの領域と「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」の1事項に分けて、学習指導要領の目標が定められている。国語科では、ひとつの教材を使って、教科書を読み込んだり、話し合って意見を交換したりしながら、生徒が自分から問題を解決していくような「活動」を授業の中でいかに展開するか、工夫を行うことが重要である。文言にある「それぞれに言語活動が効果的に取り入れられている」とは、そのような活動場面が想定されているかということで、生徒が自分たちで作品から学んだり、考えたりできるような学習目標が設定されているかどうか、十分に比較検討したい。

次に、観点(4)について、「伝え合う力を高める」とは、具体的に「言葉を適切に使う能力」と

「言葉を正確に理解する能力」の両方の育成を目指す。授業でなされる「活動」は正しい国語の使い方に基づく必要があり、「話す・聞く」「書く」「読む」という３つの領域の力を、「伝統的な言語事項と国語の特質に関する事項」の学びに基づく正確な知識の上に積み重ねていくことが目指すところであり、「活動」を通して様々な教材を学習しながら、この３つの力を万遍なく付けていくためにも、各教材でどの力を付けたいか明確であることが重要である。

さらに、古典教材の取り上げ方について、古典の世界に親しむ学習は、必ずしも原文の意味を正確に理解することだけではなく、中学生の興味・関心や学習の必要に応じ、知識を得させる工夫が必要である。それぞれの教科書の中で、古典教材がどのような取り上げられ方をしているのか、訳文のつけ方、学習目標の内容など注視したい。

国語科・書写について、毛筆を学習する意義は、日頃無意識に書き終わりがちな字の形、筆圧のかけ方、点画のつながりや筆順などに意識的になることにある。特に中学校で初めて学習する「行書」は、「楷書」よりも速く書けるというメリットがあると同時に、伝統的な文字文化として文字への理解を深める学習にもつながる。観点(4)では、字形、大きさ、配列なども含め、生徒の日常の中の書くという活動を、うまく想定した教材設定が見られるかどうか、比較検討したい。

次に、観点(5)について、生活の中で役立つ書写の能力とは、「読みやすく速く書くこと」「目的や必要に応じて書くこと」「楷書又は行書を選んで書くこと」の３点である。具体的には、ノート・書類・掲示物・はがきなど書式に合わせて、適切な字形や書体、筆記用具を選んで書く能力であり、読み手への配慮ができる能力とも言い換えられる。そうした多様な書く場面を設定し、筆記用具や書体を生徒自身が選択できるような活動場面を設定しているかどうか、比較検討したい。

○社会科（杉村指導主事）

社会科について、第４の観点では、改正された教育基本法等を踏まえ、「公共の精神」及び「我が国と郷土に対する愛情」を追加した。また、「伝統と文化の尊重」や「宗教に関する一般的な教養の尊重」についても、教育基本法 15 条に、その旨が示されたところであり、本市の「学校教育の重点」における「目指す子ども像」にも「伝統と文化を受け継ぎ次代と自らの未来を切り拓く子ども」と明記されており、この点が教科書に十分反映されているか検討したい。

次に、第５の観点について、社会科の目標のひとつである国際的な視野にかかわり、また人権尊重という視点から、異文化を理解し多文化共生の資質や能力を養うという視点における工夫がなされているか検討したい。これは一部改正された学校教育法の目標の中にある「進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う」という視点からも重要と考える。

次に、第６の観点について、先日教育委員から指摘を頂いた点を踏まえ、分野毎に観点を設定した方がその分野の特性について、より詳細に検討できると考え、地理的分野、歴史的分野、公民的分野、教科用図書・地図のそれぞれに観点を設けた。

地理的分野について、世界の諸地域の多様性にかかわる基礎的・基本的な知識を身につけ、世界全体の地理的認識を養うことを目標に、従前から地理的分野で重点を置いてきた我が国の国土認識と併せて、世界に関する地理的認識が学習しやすいこと。事象の羅列的な扱いや知識を覚えるだけにならず、事象間の関連を追及したり、説明したりする学習が行いやすいこと。日本の諸地域学習に関しては、特色ある事象を中核として、他と有機的に関連づけて地域的特色をとらえ

やすいものであることなど、これらを通して地域的特色や課題を考察・理解させ、我が国の国土及び世界の諸地域に関する地理的認識を養うための工夫がなされていることを検討の視点としている。

歴史的分野について、我が国の歴史の大きな流れを理解させるという目標に基づき、個別事象の並列的な提示と記憶に傾いて、ひとまとまりの学習内容の焦点がつかみにくい学習にならないよう配慮がなされていること。各時代の特色をとらえる学習が明確になっており、学習した内容を活用して大観し表現する活動を通して、その時代がどのような特色をもつ時代だったのかととらえやすいものであること。近現代史の一層の重視のもと、事象の詳細化にはならないように現代社会についての理解が深まるよう配慮されていること。身近な地域の歴史を調べる活動において、伝統や文化の特色の理解につながる学習内容の工夫がなされていること。これらを通して我が国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てるための工夫がなされていることを検討の視点としている。

公民的分野について、民主主義に関する理解を深め、国民主権を担う公民としての必要な基礎的教養を培うにあたり、個人の尊重と人権尊重の意義についての視点が明確であること。公民的分野の学習は、政治や法に関する学習、経済に関する学習、社会生活に関する学習が中心となるが、個人と社会との関係について考えること、また、現代社会の諸問題について自ら考えようとする態度を育てることは、民主的な国家・社会の主体的な形成者にとって重要な視点である。また、世界平和の実現と人類の福祉の増大のために、各国が互いに主権を尊重し、各国民が協力し合うことが重要であるとともに、自国を愛し、その平和と繁栄を図ることが大切であることを自覚させる必要がある。そしてこれらを踏まえた上で、公民的分野の最後に社会科のまとめとして、課題を追求させる学習を行うことが求められていることも踏まえ、これらの視点を大切に検討したい。

地図について、日本の国土認識が明確に示されていることが必要であり、また、地図を用いて読図や作図などの学習活動を充実することが強く求められており、思考力・判断力・表現力等の基盤となる言語力の充実にも資するものである。地図は地理的分野はもちろん、歴史的分野や公民的分野においても、必要に応じて主たる教材として活用するため、資料が新しく、適切に表現されているとともに、事象を説明する際に読みやすく、活用しやすいものであるか検討したい。

○数学科（石居指導主事）

数学科について、観点(3)では、問題解決的な学習活動が展開しやすいことをあげた。様々な事象を数理的にとらえ、考察したり、表現したり、処理したりする能力を高めることは、問題解決的な学習活動を通じて実現される。現実世界の問題を数学の問題へと変換し、数学の手法によって処理して数学的解答を導き、これを現実世界の状況に照らして解釈したり検証したりする。それら一つ一つの過程において思考力や表現力を高める。また一方、問題解決に活用することで、生徒は知識・技能の必要性や意味を実感する。問題解決の過程や結果を表現し、振り返ることは、より見通しをもった主体的学びを実現させ、学習意欲を高めることにつながるものである。

次に、観点(4)について、中学校数学科で重視する数学的活動は、数や図形の性質などを見いだすこと、学んだ数学を利用すること、またその過程で数学的な表現を用いて説明し伝え合うことである。実体験を通して、基礎的・基本的な知識及び技能を習得する学習の方法であるが、この観点において強調しているのは、数学的活動の楽しさや数学のよさを実感できるような工夫・配

慮である。知識及び技能を活用して問題を解決し、考え、判断し、表現することの楽しさ、数学のよさ、これらの本質的な価値に気づかせることで、自ら学び自ら考える生徒を育てることができる。

最後に、観点(5)について、基礎的な概念や原理・法則の理解を深めること、数学的な表現や処理の仕方を習得すること、これらはいずれも数学的活動、問題解決的な学習活動を展開する中で実現させることである。そのような授業を展開させやすい内容であることが求められる。併せて生徒が自らの理解のありようやその深さについて、自己評価し、さらなる学習へと導くものとしての演習問題が適切に準備されていることが重要であり、単に反復練習させるというものではなく、学習者自身の振り返りと次の見通しのための演習問題である。

○理科（三科指導主事）

理科について、第1分野と第2分野があるが、教科書選定の観点は共通としている。理科は総じて自然事物・現象を取り扱う教科であり、第1分野は物理・化学的な側面から、第2分野は生物・地学的な側面からアプローチする違いがあるが、自然事物・現象の法則性を追求する目標が同一のためである。そのため、教科書も第1分野・第2分野がセット（ひとまとまり）となっている。

観点(3)について、生徒が自然の事物・現象の中に問題や課題を見だし、科学的な視点でその解決を図るための学習が展開されることを重視し、科学的に探究する能力の基礎と態度を育てることを意図して設定した。そのため、「課題をつかみ、目的意識をもって観察・実験を行い、結果を整理し、まとめ・確認を行う活動が質・量とも充実しているもの」、「仮説を立てたりや検証実験の方法を考えたり、既存の知識を活用して探究する問題解決的な学習課題が設定しやすいもの」、「実験結果を分析・解釈し、原理・原則を導く展開を丁寧に記述しているもの」などに配慮されていることを観点とした。

次に、観点(4)について、自然の事物・現象について理解を深め、生命尊重の態度や自然への畏敬の念を養うとともに、科学的な見方や考え方を養うことを意図して設定した。そのため、「生徒の知的好奇心を揺さぶり、科学的な根拠に基づいて判断する力を育むことを意図した資料などが質・量とも充実しているもの」、「日常生活や社会での科学の活用や、自然環境の保全や科学技術の利用に関する問題など、持続可能社会をつくっていくため、科学的な根拠に基づいて、多面的・総合的に判断することができるような力を身につけることに配慮された内容になっているもの」、「防災や安全教育に関する配慮がなされているもの」などが重視・配慮されていることを観点とした。

○外国語科（福田指導主事）

外国語科について、学習指導要領解説では、言語材料、いわゆる文法や語の取り扱いに関して、その意味や機能を十分に理解させた上で、それまでに学んだ語彙や文法事項と関連を図り、言語活動の中で自分の考えや気持ち、事実などを伝え合うことに生かすことが大切であるとされている。それは、単にスピーチをさせるのではなく、どのような場面で、いかなる目的でそれが行われているかを十分に意識し学習するのかということ、また「読むこと」の言語活動では、単に日本語の意味がわかるということではなく、わかった内容をもう一度誤解無く他の人に英語で伝えることができること、自分の感想や賛否、その理由を述べる場面があるかなどが大切だとされて

いる。そのため、観点(4)では、それらが適切に工夫されているか、それぞれの教科書を比較検討したい。

次に、観点(5)について、これは、英語を通して、私たち日本で生活している者と英語圏で生活する人たちとでは、文化・習慣・物の考え方が違うということを体験的に学び、相互の理解を深めるための観点である。ただ話すのではなく、英語と日本語では話す文化が違い、英語で発信する際には、それらを強く意識することが必要であるといわれており、単に英語を学ぶだけではなく、真の国際人となるため、それら態度と力が育まれるよう適切に工夫されているか、それぞれの教科書を比較検討したい。

○音楽科（山岡指導主事）

音楽科について、音楽科は一般と器楽、二種類の教科書があるが、観点(4)は、一般と器楽の観点的の違いを明らかにしている。一般では「我が国及び諸外国における教育的・芸術的に価値のある楽曲」が教材として扱われ、美しい音楽を聴いて美しいと感じ、感動する心、つまり音楽以外のものの価値に対しても通じる情感豊かな心を養うことを大切にしている。器楽は、楽器の特徴を理解し、基礎的な奏法を身に付けて演奏したり合奏したりする活動に特化されているので、様々な楽器の曲がバランスよく取り上げられることにより、音色の美しさや演奏の楽しさに触れ、演奏によって生まれる喜びや楽しさを実感させ、豊かな情操を養うことを大切にしている。

次に、観点(5)は、音楽の内容についての観点である。音楽科は「表現領域」「鑑賞領域」の二つの領域があり、歌ったり演奏したり音楽を作ったりする音楽表現と、多様な音楽の良さや美しさを味わう鑑賞が関連づけられることにより、感性を働かせて感じ取ったことを基に表現を工夫するといった充実した学習ができる考える。

最後に、観点(6)は「音楽の多様性」と「音楽文化」についての観点である。国際化が進展する今日、和楽器を始め我が国の音楽文化に愛着を持つとともに、諸外国の様々な音楽文化を尊重する態度の育成が重要視されている。生徒たちが日本や京都の伝統音楽や和楽器と文化に関心を持ち、単に楽曲を学習するだけではなく、その音楽がもつ固有の価値や多様性を尊重し、次世代に受け継ぐための大切な視点と考えている。

○美術科（内田指導主事）

美術科について、「表現活動」とは、自己のイメージを基に自分が表現したいことを自分の表現方法で作品として実体化するという創造的な活動であるが、「鑑賞活動」も、自分の見方や感じ方に基づいて想像力を働かせて見ることで、発見し、感動し、自分にとっての実感を伴う新たな価値をつくり出す創造的な活動である。美術科は、このような学習者の内面に重点を置いた表現や鑑賞の活動を美と創造という観点から追及していく学習であり、観点(4)では、中学校で育成する美術の諸能力はそれらの学習がバランスよくかみ合うことを観点としている。

観点(5)について、国際理解を進めるにあたって、それぞれの美術文化の違いや共通性を理解し、互いに価値あるものとして尊重しあう態度を培うためには、暗記型の学習ではなく、作品の鑑賞活動を通して行われるべきであり、文化の継承と発展という点でも、伝統として現在までなぜ大切に残されてきたかを理解したうえで、これからの時代にとって価値あるものを見いだし、継承・発展させようとする気持ちを育むことは、特に文化芸術都市・京都の子どもたちにとって必要なことであると考え設定した。

観点(9)について、文中の「美しく」という文言が他教科にはない観点として含んでいる。美術の特性上、子どもたちにとって最も身近な視覚媒体としての美術の教科書は、それ自体が鑑賞の対象となるため、所有することがうれしく、ページをめくりながら眺めるだけで楽しく想像力が刺激されるような美しい教科書になっているかどうかという視点である。

○保健体育科（上田指導主事）

保健体育科について、観点(4)では、健康な生活を送るために、健康や運動についての知識の習得はもちろん、その知識を活用する学習を行うことで、健康に関する興味・関心や課題解決への意欲を高め、実際の生活に生かすうえでの思考力や判断力等、つまり意思決定や行動選択の力について育成することを意識して設定している。

観点(5)について、学習指導要領において、小・中・高等学校を通じて系統性を意識し、子どもたちの発達の段階を踏まえて内容の体系化を図ると示されているため、中学校段階では、「個人生活における健康・安全に関する内容」について、より科学的に理解できるようにすることを目指し、それに併せ、小学校と高校を接続させる重要な時期であることを踏まえた観点としている。

観点(7)について、学習指導要領の保健体育科の目標冒頭に「心と体を一体化としてとらえ」とされているように、体育と保健を関連させていく考え方が強調されていることを踏まえ、「体育分野と保健分野の関連を図る工夫」を、他教科と共通の部分よりも前段に持ってくることで、その指導内容をより意識した観点としている。

○技術・家庭科（技術分野）（松村指導主事）

技術家庭科（技術分野）について、技術分野では、実践的・体験的な学習活動の充実を通して、生徒自らが課題を発見し、習得した知識及び技術を活用して意欲をもって追究し、解決のための方策を探るなどの学習を繰り返し行うことが大切であるため、観点3では、計画、実践、評価、改善などの一連の学習過程が適切に組み立てられ、生徒が段階的に学習を深められる配慮がされていることを観点とした。

観点(4)について、技術が社会や環境に果たす役割と影響について理解が深められ、持続可能な社会の構築のためにそれらを適切に評価し活用する能力と態度の育成につながるような学習展開であることを観点設定の意図としている。

観点(5)について、技術分野における実習、観察・実験などは、機器類、刃物類、電気、薬品などを取り扱って実習をするため安全の保持に十分留意されていることが重要である。工具や機器を安全かつ適切に使用するだけでなく、整備や手入れなどの技術の習得を補完することで実生活に役立たせるなど、生徒自らが意識して活動できるよう配慮がされていることを観点の意図としている。

○技術・家庭科（家庭分野）（堀内指導主事）

技術・家庭科（家庭分野）について、家庭分野においても、技術分野とほぼ同様である。学んだことが実際の生活の場で生きて働く力となることをねらいとするとともに、計画、実践、評価、改善などの一連の学習過程が適切に組み立てられ、生徒が段階的に学習を深められる配慮がされていることを観点3とした。

観点(4)について、消費者教育の推進に関する法律が制定され、商品の安全や契約、持続可能な

消費など自分の消費生活を見つめ、主体的に生きる消費者を育むことが重要であり、自立した消費者としての実践につながるような学習展開が図れることを意図して観点を設定した。また、京都に生きる子どもたちが和食文化や地産地消、和服の着装など伝統的な文化について関心を深め本質をつかめるよう工夫されていることについても意図としている。

観点(5)について、安全面・衛生面に対して十分留意できるよう配慮されていることを挙げている。家庭分野における製作実習や調理実習、実験、幼児との触れ合い活動等の実践的・体験的な活動を行う際には、活動する生徒の目線で具体的な記述がされ、事故防止や安全、衛生的な扱いについて、生徒自らが意識して活動できるよう工夫されていることが大切である。

○島本学校指導課長

各校で使用する教科書は文部科学省の検定を経た教科書の中から採択しており、小・中学校では4年に1回、各教科1種類の教科書を採択し4年間同じ教科書を使用する。また、高等学校、総合支援学校及び小・中学校育成学級では毎年複数の教科書を採択し、その中で各校ごとに管理運営規則に従い、毎年自校で使用する教科書を定めている。

教科書選定委員会では、教育委員会で議決された基本方針および選定の柱、選定の観点に基づき、各社教科書を比較検討した結果を、教育長に答申する。なお、具体的な調査研究は教科書選定委員会内に設置する調査研究部会で行う。

教科書検定の結果については、中学校教科書は、104点について全て検定を合格している。平成26年度に一部改訂された学習指導要領解説書および教科書検定基準のもとでの初めての検定であり、新聞報道等にも取り上げられたが、特に領土について、社会科の教科書3分野18点のすべてに、竹島、尖閣諸島についての記述がなされるなど、領土関連の記述が大きく増加している。

教科書展示会について、より広く市民の方に展示会にお越しいただくため、教科書センターを合わせて市内全域の計11会場で展示会を開催する予定である。また、展示期間についても、法定による6月19日から14日間の開催期間を拡大し、約1ヶ月にわたり実施する予定である。

中学校教科書採択の今後の予定は、本日の教育委員会で、基本方針、選定の柱、選定の観点を議決いただければ、5月中旬に第1回教科書選定委員会、以降、教科ごとに調査研究部会を開催する。6月5日から教科書展示会を開始し、6月中旬の第2回教科書選定委員会では、各教科の進捗及び教科書展示会の状況報告を行い、7月中旬の第3回教科書選定委員会で、教育長へ答申する。

最終的に、7月下旬に、教育委員会で使用教科書を採択いただく予定である。なお、今後とも、適宜、必要事項を教育委員会で報告するとともに、採択にかかる勉強会を開催したい。なお、教科書採択にあたっては、法令・文部科学省の通知等に従い、適切かつ公正な採択の確保を徹底してまいりたい

(委員からの主な意見)

【秋道委員】国語科においては、SNSを扱う時間はあるか。子どもたちは、スマートフォンなどを活用してコミュニケーションで安易にやりとりし、言葉が乏しくなっている。また、古典「源氏物語」等で、人間関係や自然との関係について学ぶ機会も大切にしてもらいたい。

【事務局】国語科において、SNSのみを扱う単元はないが、読み手・聞き手ともに「伝えあう力」を重視した指導を展開している。また、古典の学習において、人間関係や自然との関係を学ぶ作品もあり、その点を意識した指導を大切にしたい。

【鈴木委員】各発行社の編集方針や、執筆者の意図はどのようにして確認できるか。

【事務局】各教科書会社から、執筆者や編集の意図等を示した編集趣意が発行される。5月上旬に文部科学省ホームページに掲載される予定であり、アップされ次第報告する。

【鈴木委員】選定の観点について、詳細に設定されているが、観点ごとの評価方法はいかがか。選定の観点だけでは十分に比較しきれない部分については、教科ごとに独自に判断して作業が進められていくのか。また、6月の中間報告の際には、どのような内容が示される予定か。

【星川委員】各教科の選定の観点は、教科それぞれの重要な視点や考えで設定されているが、その他にも大切な要素やキーワードが多くあると思う。選定の観点のみにとらわれることなく、調査研究してもらいたい。

【事務局】作業にあたっては、各調査研究部会において、各教科の指導主事および現場教員が中心となり、教科書会社ごと、選定の観点ごとなど、様々な視点から細部まで検討を進める。今回から、第1順位、第2順位の形で資料をまとめるのではなく、全社の教科書を観点ごとに評価し、特長や長所等を比較検討できる資料を作成することとしている。また、選定の観点に加え、より詳細な選定の視点を設け、その中で各教科に共通する点や独自性等を踏まえながら調査研究することとしている。6月中間報告の際には、途中経過として、各教科の特徴的な点を中心にお示するとともに、教科書展示会における市民の方々からのご意見内容等についても報告する予定である。

【星川委員】社会科の選定の観点において、「我が国と郷土に対する愛情」という表現があるが、教育基本法や学習指導要領等の表現を引用したものか。また、外国語科および美術科でも、「我が国と郷土を愛し（する態度）」との表現があるが、同様か。

【事務局】ご指摘のとおり、選定の観点の表現については、基本的に教育基本法や学習指導要領等の表現を引用しているが、教科によっては独自の視点で設定しているものもある。外国語科、美術科については、教科特性から、特に教材（題材）で外国の文化等を扱う場合が多いことから、独自の視点で、他国尊重とともに「我が国と郷土を愛し（する態度）」との表現を用いているが、基本方針や他教科との整合性を踏まえ、用いないことも含め再度検討したい。社会科については、学習指導要領等の内容を踏まえ、一部表現を改めたい。

【星川委員】基本的人権の尊重と道徳性の育成についての観点は、今回変更されているが、内容や表現の留意に止まらず、実際の学校教育活動の中での積極的な工夫や配慮が求められるものであると考えるので、その点について留意願いたい。

（議決）

教育長が、本日の各委員の意見を踏まえて、事務局において必要な修正を行うことを指示した上で、議第4号に対して採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

オ 非公開の宣言

委員長から、以下の報告1件について、会議を非公開とすることを宣言。

その他，報告 1 件について，個人の権利利益を害するおそれがある事項に関する案件のため非公開

（４）その他

○教育長から，前会会議以降の主な出来事等について報告。

- ・ 4 月 25 日 青少年科学センター，新展示品「くもダス」オープニングセレモニー
- ・ 4 月 29 日 第 5 7 回京都市中学校春季総合体育大会開会式
- ・ 4 月 30 日 文科省が，性同一性障害などの児童生徒へ配慮を求める通知を，全国の教育委員会等へ送付
- ・ 5 月 1 日 東山開晴館 5 周年記念式典

○事務局から当面の日程について説明

（５）閉会

1 2 時 3 0 分，教育長が閉会を宣告。

署 名 教育長